

さんかく長屋瓦版

目次

はじめに	2
其の壹 なぜ市民参加が必要なんだろう	3
其の貳 審議会等ってどんなもの	5
其の参 市民会議って何だろう	6
其の四 意見交換会って何をするの	7
其の五 参加しやすい環境の配慮ってどんなこと	8
其の六 市民意見提出手続きって何のためにやるの	9
其の七 政策提案制度ってどんなことをするの	11
其の八 市民参加条例は何をするためにあるのだろう	12
市民参加条例制定までの歩み	14
苫小牧市市民参加条例条文	18

はじめに

苦小牧市では、平成二十一年四月一日から、市民参加条例を施行します。

この条例は、実際に苦小牧市がいろいろな仕事を進めていく中で、市民の皆さんがどのようにかわることができるとかというルールを決めたものです。これによって、すべての市民が公平にまちづくりに参加することができるようになります。

この条例に基づいて、市の様々な仕事に市民の皆さんの意見を反映させることは、自治基本条例の目標である「市民自治によるまちづくり」の実現のための、大きな一歩になります。しかし、条例というものはなかなかとっつきずらいもので、必要と思っても読む機会はあまりないものです。また、手にとってみても、面白く読み進めるような内容や、構成にはなっていません。

ちょうど、さんかく長屋の住人分治さんが、ご隠居さんにこの条例についていろいろと尋ねているようです。この機会に、皆さんも市民参加条例について、分治さんと一緒に考えてみませんか。そして、読み終わったら実際にまちづくりに参加して、一緒に住み良い苦小牧を目指しましょう。



其の吉 なぜ市民参加が必要なんだろう

分治 こんにちは、ご隠居さん。

隠居 おや、分治さんかい。丁度いいところに来たね。こちへ上がって、お茶と羊羹（ようかん）でもごうだい。

分治 どうもありがとうございます。

隠居 で、今日はどうしたんだい。

分治 さっき市役所のホームページをのぞいたら、市民参加条例なんてえのが、四月から始まるってんですけどね。

何だか、難しくて全然わからないんですよ。それで、ご隠居さんに読んでもらおうと思って、印刷して来たんです。

隠居 どれ、なにに「市民参加条例」。ふんふん。

分治 面白いですか。

隠居 別に面白くはないよ。

分治 面白くないのによく読めますね。

隠居 お前さんが読めて持って来たんだらう。

分治 で、いったい何が書いてあるんです。

隠居 これからのまちづくりは、市民が参加して進めて行かなくちやいけないことだよ。

分治 自分たちで道路や建物を作るってことですか。

隠居 いや、そういうことじゃあないよ。そうだな、例えば条例っていうまちの決まりがあるだらう。そいつを決めたり、どんなまちを目指すのかを決める総合計画なんてのを作る時に、市民の意見を聴いて作業を進めなけりゃいけないってことだよ。

分治 えっ、俺の意見でまちの決まりが出来るんですか？

隠居 そのままなんでも通る訳じゃないから、誤解するんじゃないよ。

分治 何だ残念。

隠居 どうせまた、碌でもないことを考えてたんだらう

分治 いやあそれほどでも……。それより、なんでまたこんな面倒なやり方をする事になったんです。全部役所で決めちゃうほうが簡単でしょう。

隠居 そりゃあ簡単だけど、それで本当にいいのかい。全部言うことが通らなくなったって、少くくは言いたいことがあるだらう。

分治 でも、選挙で選んだ市長や議員が決めてるんだから仕方ないでしょう。

隠居 分さん、本当にそう思ってるのかい。

分治 そりゃまあ、選挙のときはね、公約を十も二十も出

されてたら、全部がいいとは思えないですけど……。

隠居 まあ、実際にはある程度考えうる方向性が合う人を選ぶだろう。だから、その後の仕事ぶりをきちんとみていくことは大切なんだよ。

分治 そして、必要なときには言いたいことを言う。

隠居 そう、その通り。

分治 でも、どうやらやいいんです。市議会の傍聴席で「引っ込めこの野郎」なんて言った日にゃ、手前がつまみ出されて引っ込むことになっちまいますよ。

隠居 そんな乱暴なことしちゃいけませんよ。

分治 じゃあどうすればいいんですか。

隠居 それでこの条例案の続きだよ。市で何かをするときには、市民が集まって話し合いをしたり、市民の意見を募集したりといった方法を市で用意して、市民の意見を反映させるってことをきちんと形にしようってことなんだよ。



分治 今まで、なんだか審議会とか意見募集とか「広報とまごまい」に出てましたけど。どうして今更そんなこと決めるんです。

隠居 確かに、今までもいろんな形で市民参加が行われていたけど、特に決まったものではなかったんだよ。それで、きちんと条例という形にして、間違いなくやらなければならぬように整理するんだよ。

分治 じゃあ、いままでは店によって并に付けたり付けなかったりしたお新香を全部の店で付けなきゃいけないってことですかね。

隠居 うーん、まあ当たらずとも遠からずってところかね

分治 で、なんで急に決めることになったんですかね。

隠居 自治基本条例が去年の4月に始まったことは知ってるだろう。

分治 ええ、息子の治が学校でなんだか習ってきたって言ってましたね。(※ 『自治基本条例なぜなに教室』をご覧ください)

隠居 その中の第五条に市民参加について決めなければいけないってことが書かれているんだ。それで、この参加条例を決めて、市民自治のまちづくりをよりいっそう進めようってことなんだよ。

分治 ……。

隠居 そんな難しい顔して、まだよくわからないかい。

分治 いえ、なんだか羊羹（ようかん）が虫歯に詰まったみたいで、参（三）加はよくわかったんですけど、ちょっと歯（四）科に行ってください。

其の弐 審議会等ってどんなもの

分治 ご隠居さん、こんばんは。

隠居 おっ、分治さん。いいところに来たね、一杯どうだい、いい酒が入ったよ。で、今日はどうしたんだい。

分治 じゃあ遠慮なくいただきます。ああ、本当にうまい酒ですね。で、こないだの続きなんですけどね、もうちょっと詳しく聞きたいんですよ。

隠居 すいぶん熱心だね、もう酔ってるのかい。

分治 どういう意味です？

隠居 いや、珍しいこともあるもんだと思ってね。で、何が聞きたいんだい。

分治 市民参加だからって、俺たちが穴あ掘ったりするん

じゃないってことでしたけど、具体的に何をするんです。

隠居 そうだな、まずは「審議会等」だ。

分治 審議会ってのは聞いたことがありますけど、何で等って付いてるんです

隠居 ここでは審議会だけでなく、懇談会なんかも含んでいるからだよ。

分治 どう違うんです。字が違うってのはなしですよ。

隠居 審議会ってのは、市長の附属機関で、条例で決めて設置するんだよ。

分治 てえことは、簡単に作ったりやめたりって訳にはいかないってことですか。

隠居 そのとおり。だから、審議会を置かずに懇談会なんかも結構活用されているから、この条例でしっかり基準を決めておこうってことなんだ。

分治 で、その審議会なんかをどうしようってんです。

隠居 ああ、まずは会議は原則公開するとか、話し合った結果を公表するってことを明文化しているんだよ。

分治 あとはどんなことがあります。

隠居 必ず公募の委員を入れなきゃならないってのが大事だな。その時には、年齢や性別、住んでるところなんかは

もちろん、ほかで委員を兼任している数や任期なんかも考えなきゃいけないだよ。

分治 へえ、色々とやらなきゃいけないですね。それにしても審議会を上手くやるのは、この酒を美味しくするのと一緒にですね。

隠居 そりゃあどういふことだい。

分治 どちらも、決め手になるのは公募（酵母）です。

其の参 市民会議って何だろう

分治 ご隠居さん、なんだかすっかりいい気持ちになってきましたねえ。

隠居 そりゃあ分さん、先月から飲み続けてるんだから仕方ないだろう。

分治 ご隠居さん、これは広報の連載じゃあないから、まだひと月も経ちゃあいませんよ。ところで、この市民会議ってのはいったい何です。

隠居 何だい、酔っ払い過ぎてへるってひとひと回りして、しらぶに戻ったかい。

分治 いやあ、酔っ払い同士おなじレベルになって来たんですよ。

隠居 お前さんと同じかい……。

分治 何か問題でもありますかね。

隠居 それよりも市民会議だ。

分治 市民会議って言うくれえだから、市民が集まって、なにか話合おうってんでしよう。

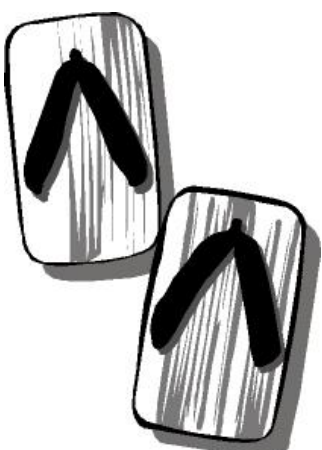
隠居 まあ、そういうことだな。ただ、一時的な集まりじゃなくて、一定の期間続けるってところが重要なんだよ。

分治 じゃあ、審議会なんかとどう違うんです。

隠居 審議会や懇話会が、市長の附属機関だったり諮問機関だったりするってえことは先月話しただろう。それで、公募の委員を必ず入れなければいけないってことも、分かっただろう。

分治 ええ、何といっても公募が肝心だっついでですよ。

隠居 市民会議では委員に公募の市民を加えるっていう考えではなくって、公募の市民が会議の主体になるんだよ。



分治 具体的には、どんな所が市民主体なんですかね。

隠居 そう、毎回の会議テーマを決定したり、いつどこでやるかを決めたりといったことを会議に参加している市民が相談して決めるんだ。

分治 審議会なんかは、日程や内容は市役所で決めてますよね。

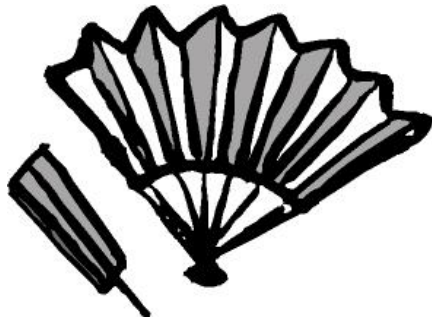
隠居 市民会議でも、事務連絡や会場の確保、専門家の意見が必要な時の仲介役なんかには、事務局として市の職員が関わることももちろんあるけどね。

分治 市民が自主的に運営するってのが、市民会議の大事なところなんですね。

隠居 そのとおり。そして、この会議で話し合われた結果は、市民意見の方向性を示す一つの要素として、政策の決定に重要な役割を果たすんだよ。

分治 そうですか。ところで、前回からずーっと飲み続けながら、こんなややこしい話がやめられないんでしょうね。

隠居 そりゃあ、市民参加のまちづくりには、議論の積み重ねは避け(酒)られない。



其の四 意見交換会って何をするの

分治 ご隠居さん、こんばんは。

隠居 こんばんは。今夜は何だい。

分治 こないだまでに、審議会や市民会議の話聞いたんですけど、ほかにはどんな参加方法があるんですか。

隠居 そうだなあ、例えばワークショップなんてのを聞いたことがあるかい。

分治 何です、そのくしゃみみてえのは。

隠居 ワークショップってのは、何人かで集まって意見交換することなんだよ。もともとは、職人がお互いに技術を持ち寄って、作業をする場といった意味だったんだよ。

分治 それがどうして、意見交換のための寄り合いになったんです？

隠居 職人が技術を持ち寄るって場所から、芸術の分野や、まちづくりの分野で、参加者がそれぞれの経験や知識を持ち寄って共同作業をする場を表すような使われ方になってきたんだよ。

分治 そこから、みんなで知恵を出し合う集まりってことになってきたんですね。

隠居 そのとおり。

分治 それで、そのワークショップとやらでは、この間の市民会議や審議会みたいに会議をやるんですか。

隠居 審議会なんかは最終的に意見を取りまとめ答申して形で出すことになっているけど、ワークショップなんかの意見交換会は、まずはみんながそれぞれの立場で意見を出し合うんだ。

分治 結論をどうするかを考えるんじゃないかって、話し合いの過程を重視するってことですね。

隠居 そう、そして出た意見をもとにして、どんな問題があるのかを探したり、問題解決のためのヒントが意見の中に隠されていないかをみんなで考えるんだよ。

分治 一人で考え込んでも、なかなか先に進まない時ってありますよね。

隠居 そんなときには、他人の視点からの意見ってのが大切なんだよ。

分治 三人寄ればかしましいってやつですね。

隠居 それを言うなら文殊の知恵だろう。

分治 そうとも言いますね。

隠居 まあいいや。あと、内容に応じてシンポジウムやつ

オーラムのように、その話題に応じた講演なんかと組み合わせる意見交換するという方法もあるんだよ。

分治 とところで、ご隠居さん。知恵は持ち寄れない代わりに、こんな着を持って来たんですけど……どうです？

隠居 いいね、意見に耳を傾けるのも大事だが、一献傾けるのもやめられない。

其の五 参加しやすい環境への配慮ってどんなこと

分治 ご隠居さん、こんばんは。

隠居 こんばんは、浮かない顔して何かあったのかい。

分治 どうしたもこうしたも、これまでご隠居から市民参加についてあれこれ聞いたんでね、せっかくだから、ちょっと市民参加を試してみようって思ったんですよ。

隠居 へえ、そいつはいい心がけだね。

分治 それがね、どんなのがあるか調べてみたら平日の昼間の集まりばかりで、全然参加できないんですよ。

隠居 平日の昼間だと何か問題でもあるのかい。

分治 そりゃあおいらだって、こう見えても昼間は真面目

に仕事してますからね。

隠居 そういえばそうだったかねえ。まあ、そんなこともあるから、この条例では参加を促進するように、参加しやすい環境づくりに配慮するってことも決めているんだよ。

分治 そいつは、具体的にはどうということなんです。

隠居 そうだなあ、一口に市民っていても本当に色々な人がいるだろう。例えば、お前さんのように昼間は働いているけど、夜な夜な飲み歩いているのとか。

分治 後の余計ですけどね。まあ、みんながご隠居みえに暇を持って余してるとってわけじゃあないですからね。

隠居 こんなふうに、しょっちゅう家に来る「お客様」の相手もしなきゃならないから、そんなに暇って訳でもないんだ。

分治 何だかとげのある言い方ですね。

隠居 お互い様だよ。まあ、実際に市民参加を行う時には、仕事や家事などに配慮した時間設定にするのはもちろんだけど、子育てや介護でなかなか時間が取れない人にも気軽に参加してもらうための工夫も必要ってことだ。

分治 子どもを預けられるようにするとか。

隠居 そうだな、ワイワイと話し合うようなワークショップ

ブなら、一緒に連れて参加してもいいんじゃないかな。

分治 色々な立場の市民から、多くの意見を出してもらえようになきゃならないってことですね。

隠居 そのとおり。だから、会場を選ぶ時も、出席する人が足を運びやすいように、なるべくいろんな地域で開催するとか、交通の便が良いところに設定するといったようなことに心掛ける必要があるんだ。

分治 みんなが行きたくなるような仕掛けや、参加しやすかったと思わせるような内容を考えてほしいですよね。

隠居 まったく、宴会って聞けばどこにでも顔を出すのに贅沢なもんだね。

分治 ええ、そっちの出席（酒席）なら何をおいても駆けつけます。

其の六 市民意見提出手続きって何のためにやるの

分治 ご隠居さん。これまでいろんな市民参加の手続きを教えてくださいましたけど。まだ何か隠してませんか？

隠居 何だい、いきなり人聞きが悪いね。

分治 いえね、いっつも何か大事なことを聞き逃してるよ
うな気がするんでね。

隠居 それは、お前さんが肝心な時にぼんやりしてたり、
居眠りしてるからだよ。

分治 へへっ、後は酔
っ払って覚えてない。

まあ、いずれにしても
市民参加ってこれだけ
なんですか。

隠居 いや、これだけ
ではない。

分治 やっぱの隠して
たんですね。

隠居 そうじゃあな
い、順番に話さなきゃついでこれないだろう。

分治 そいつを言われちゃあ何にも言い返せませんけど
ね。で、何なんです。

隠居 お前さん、パブリックコメントってのを聞いたこと
あるかい？

分治 ……。



隠居 ほら、分からないとすぐ死んだふりする。熊ん家は
三軒向こうだよ。

分治 その舌あ噛みそうなのは何ですか。

隠居 市民意見提出手続って言って、広く市民からの意見
を集めることだ。

分治 意見交換会や審議会なんかで、意見を集めるのとは
違うんですか？

隠居 意見交換会や市民会議、それに審議会なんかは、ど
んなに参加しやすい工夫をしても、実際に足を運べる人は
限られてしまうという欠点があるだろう。

分治 それで、そのほかの人からの意見も聞こうってえ訳
ですね。

隠居 そう、政策の案なんかを公共施設で配ったり、ホー
ムページで公表したりして幅広い意見を募るんだ。

分治 そんなことしたら、それまでの苦労が水の泡になっ
ちまいませんか？

隠居 それが市民の求めている方向性ならば、方針の変更
もあり得る。もちろん、その前の市民参加で、市民の意見
をしっかり把握しておくことが大切なのは言うまでもない
がね。

分治 いろいろと面倒なもんですね。

隠居 まあ、確かに市民参加には面倒なところはある。でも、事業を始めてから市民の考えと反対の方向に向かってることに気付いたらどうだい、中止や変更に余計な手間や金が掛かるだろう。

分治 市民参加の制度ってのは、重要だけど軌道に乗せるのは大変そうですね。

隠居 まあ、参加（産科）だけに産みの苦しみはあるもんだよ。

其の七 政策提案制度ってどんなことをするの

分治 ご隠居さん、最後の方に出てくる政策提案制度って何のことですか？

隠居 市民が必要として、市民の役に立つような仕事を市民の視点で自ら考えて、市に提案する制度なんだよ。

分治 そいつは、おいらでもできるんですか。

隠居 もちろんだよ。ただ、条件がある。

分治 どんな条件です、酒の量なら負けませんよ。

隠居 そんな事じゃないよ。大体、いつも最後は酒に呑まれてるじゃあないか。

分治 それじゃ、早食い。

隠居 市民参加と何の関係があるんだい。十八歳以上の市民が、十人以上で提出しなけりゃいけないってのが条件だ。

分治 へえ、一体どうしてですか。

隠居 まずは年齢だが、一応の目安として、十八歳から社会人としての自覚と責任があると考えているからなんだ。

分治 社会人としての自覚と責任かあ。

隠居 まあ、多少の個人差はあるがね。

分治 十人以上なのはどうしてです？

隠居 ただの思いつきや冷やかしなんかじゃなくて、他人が見てもおかしくない、きちんと検討された内容のものを出してほしいからだよ。

分治 独りよがりの中身じゃあだめってことですか。

隠居 やはり、政策の案としてきちんと練られた内容でなきゃあいけない。

分治 そのまんま市の政策になるようなものってえことですか？

隠居 そう、もちろん市の担当部署でも、内容を検討する

から、全くそのままということはないだろうけどね。

分治 いすれにしても、市民自身が考えて提案するってことが大切なんですね。

隠居 このほかにも、市の方から政策を募集することもあるんだよ。

分治 それもおんなじやり方ですか？

隠居 基本的には同じだが、条件の決め方は、募集する部署に任されている。

分治 じゃあ、年齢なんかをもっと若くすることもあるんですか。

隠居 内容によっては、高校生の意見を聞くようなことがあってもよいだろう。

分治 ところで、優勝したら何がもらえるんです？

隠居 懸賞じゃないから、そんなものはないよ。それでまちが暮らしやすくなるんだから、賞金よりずっといいだろう。それより、今日は政策提案の話だったから、羊羹（ようかん）でもどうだい。

分治 まだ羊羹（ようかん）ですか。何だかまた歯が……。

隠居 政策提案を語るのに、羊羹（ようかん）は欠かせないだろう。

分治 それはまた、どうしてです？

隠居 しっかりと館（案）を練ってある。

其の八 市民参加条例は何をするためにあるのだろうか

隠居 分治さん、お前さんも、ずいぶん市民参加に詳しくなっただろう。

分治 そりゃあもう、市民参加の分治様っていやあ、さんかく長屋で知らねえ者はいない。

隠居 まあ、お前さんと私だけだね。

分治 で、その分治様に何が聞きてえんです。

隠居 市民参加条例って、何のためにあるんだい。

分治 えーと、市民が……、ま、まちづくりをする……。

隠居 何だか頼りない分治様だねえ。

分治 市民参加までいいんですけどね、条例が付くとど



うも調子が狂う。

隠居 何だかね。いいかい、この条例は市が条例や計画なんかを決めて仕事を進めるときに、どうやって市民の意見を反映するかってことを決めているんだよ。

分治 市民が主役なんですよ？

隠居 もちろんそうだよ。でも、主役だけじゃ芝居にならないだろう。

分治 一人じゃあ落語だ。

隠居 それで、まちづくりって芝居の主役が市民で、それをたくさんスタッフが、力を合わせて引き立てるってことだ。

分治 なるほど。

隠居 照明の担当が照らして、音響の担当が台詞が聞こえるようにする。それぞれがプロの仕事だ、別に主役に振り回されて動くってえわけじゃない。そうだろう。

分治 スタッフ自身が、自分で考えて動かなきゃならねえ。

隠居 そう、だから主役の動きをきちんと把握しながら、芝居全体を考えた上で、主役が一番引き立つように、行動する必要があるんだよ。

分治 だから市は、主役の市民の意見や提案をきちんと聴

きながら、苫小牧全体のことをきちんと考えてまちづくりを進めなきゃいけないって訳ですね。

隠居 そのとおり。でも、ただ聴きますよ、なんでも言うてくさいって言っても、市民はどうすればいいか分からないだろう。だから、この条例は主役の市民が参加するための、いわば台本みたいなものだ。

分治 じゃあ、言いたい放題言えばその通りになるって訳じゃないんですね。

隠居 もちろん。ただ、市がまちづくりの方針を検討する材料は多い方がいいから、言いたいことは言った方がいい。

分治 とところでご隠居、最終回に芝居の話をしたってえのは、もしかして？

隠居 そう、これでおしまい（お芝居）。



市民参加条例制定までの歩み

平成19年	
4月1日	苫小牧市自治基本条例施行
9月17日	市民参加フォーラム開催
10月13日 ～12月8日	市民ワークショップ（4回） 10月13日＝市民参加ってどんな方法があるの 10月27日＝審議会や懇談会、市民会議などのあり方について 11月17日＝パブリックコメントやアンケート、市民提案制度のあり方について 12月8日＝住民投票制度のあり方について
平成20年	
5月1日	市民自治推進会議へ市民参加条例行政素案を諮問
5月1日～ 5月30日	市民参加条例行政素案のパブリックコメントを実施
5月9日～ 5月15日	市民説明会開催（4回）
7月4日	市民自治推進会議から市民参加条例行政素案について答申
9月19日	市議会第7回定例会で議決

(4) 提出意見を考慮した結果（市民意見提出手続を行った政策の案と立案等をした政策との差異を含む。）及びその理由

- 2 市は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 市は、前2項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 市は、市民意見提出手続を行ったにもかかわらず政策の立案等をしないこととした場合には、その旨（別の政策の案について改めて市民意見提出手続を行おうとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

（準用）

第16条 第14条の規定は第13条第2項に該当することにより市が自ら市民意見提出手続を行わないで政策の立案等をする場合について、前条第1項から第3項までの規定は第13条第2項に該当することにより市が自ら市民意見提出手続を行わないで政策の立案等をした場合について、前条第4項の規定は第13条第2項に該当することにより市が自ら市民意見提出手続を行わないで政策の立案等をしたこととした場合について準用する。この場合において、前条第1項第2号中「公表をした日」とあるのは「公表に準じた手続が行われた日」と、同項第4号中「市民意見提出手続を行った」とあるのは「市民意見提出手続に準じた手続が行われた」と読み替えるものとする。

第3章 市民政策提案制度

第17条 市民は、次に掲げる場合を除く

ほか、市に対して政策を提案しようとするときは、別に定めるところにより、18歳以上の市民10人以上の連署をもって、その代表者から、市に対し、政策の提案をすることができる。

- 2 市は、市民に対して政策の提案を求めるときは、提案を求める政策の目的及び課題、提案の方法、提出期間その他の提案に必要な事項を明らかにして行うものとする。
- 3 市は、前2項の規定により市民から政策の提案があったときは、その内容を総合的に検討し、当該提案があった日から3月以内（前項の規定による政策の提案については、別に定める期間内）に検討の結果及びその理由を当該市民（第1項の規定による政策の提案については、当該提案に係る代表者）に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

第4章 雑則

（公表の方法）

第18条 この条例において公表することとされた事項（第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 苫小牧市広報紙への掲載
- (3) 当該事項を記載した資料の閲覧及び配布
- (4) その他適当と認められる方法

（市民からの要望等）

第19条 市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ととされているとき。

(2) 当該会議等において取り扱う内容に不開示情報（苫小牧市情報公開条例（平成10年条例第14号）第7条に規定する不開示情報をいう。）が含まれると認められるとき。

(3) その他当該会議等を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

2 市は、前項ただし書きの規定により公開しない会議等があったときは、その理由を公表するものとする。

（審議会等の委員）

第10条 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募に応じた者を委員として加えなければならない。

2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、当該審議会等の目的にかんがみ、委員の男女の数、年齢及び在職年数並びに他の審議会等の委員との兼任状況その他の事情を勘案し、多様な市民の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市は、審議会等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、任期及び選任の区分を公表するものとする。

（会議録等の公表）

第11条 会議等の会議録（当該会議等の議事経過を記録したものをいう。）は、公表する。ただし、第9条第1項ただし書の規定により公開しないこととされた会議等の議事に係る部分については、この限りでない。

第3節 市民意見提出手続

（市民意見提出手続）

第12条 市は、市民意見提出手続を行うときは、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策の題名及びその内容（立案等に係る主な検討事項を含む。）

(2) 政策の趣旨、目的及び立案等の根拠となる法令等の条項

(3) 政策に関連する資料

(4) 意見の提出先、提出方法及び意見提出期間

2 市民意見提出手続により提出される意見には、当該意見を提出する者の氏名、住所その他の別に定める事項が付記されなければならない。

3 市民意見提出手続における意見提出期間は、第1項各号に掲げる事項を公表した日から起算して30日以上でなければならない。

（市民意見提出手続の特例）

第13条 市は、市民意見提出手続を行う場合においては、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、同条第1項各号に掲げる事項を公表する際その理由を明らかにしなければならない。

2 市は、審議会等又は市民会議が意見提出手続に準じた手続を行って答申又は報告（以下この項において「答申等」という。）をした場合であって、当該答申等と実質的に同一の内容で政策の立案等をするときは、第4条第1項の規定にかかわらず、自ら市民意見提出手続を行うことを要しない。

（提出意見の考慮）

第14条 市は、市民意見提出手続を行って政策の立案等をするときは、意見提出期間内に提出された当該政策についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

（結果の公表）

第15条 市は、市民意見提出手続を行って政策の立案等をしたときは、当該政策の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策の題名及びその内容

(2) 第12条第1項の規定による公表をした日

(3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

間」という。)を定めて行う市民参加手続をいう。

(市民参加手続の対象となる事項)

第5条 市民参加手続の対象となる事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想及び市政の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止
- (2) 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃
 - ア 市政の基本的な事項
 - イ 市民に義務を課し、又は権利を制限する事項(使用料その他の市民が納付すべき金銭について定めるものを除く。)
 - ウ 公の施設の使用許可の基準その他の利用方法に関する事項
- (3) 使用料その他の市民が納付すべき金銭のうち規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更
- (4) 市の施設のうち当該施設の性質及び建築等に要する費用の額を考慮して規則で定めるものの建築等に係る計画の策定又は変更
- (5) 法令等(法律若しくは法律に基づく命令(告示を含む。))又は条例を言う。以下同じ。)に基づく場合を除くほか、出資(出えんを含む。以下この号において同じ。)を行うことにより、当該出資を受ける法人その他の団体の資本金、基本金その他これらに準じるものに占める市の出資割合が2分の1以上となるもの又は当該出資の総額が500万円以上となるものに対する当該出資に係る基本方針の策定又は変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等

(適用除外)

第6条 市は、立案等をしようとする政策が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、この条例の規定による市民参加手続を行わない。

- (1) 公益上、緊急に当該政策の立案等をする必要があるため、市民参加手続を行うことが困難であるとき。
 - (2) 市の他の機関が市民参加手続を行って立案等をした政策と実質的に同一の政策の立案等をするとき。
 - (3) 法令等の制定又は改廃に伴う規定の整理その他の軽微な事項であるとき。
 - (4) 市の組織、職員の勤務条件その他の市の内部の管理に関する事項であるとき。
 - (5) 法令等の規定により当該政策に係る実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うものであるとき。
- 2 市は、前項の規定により市民参加手続を行わなかったときは、速やかに次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 市民参加手続を行わないこととした政策の内容
 - (2) 市民参加手続を行わない理由

(市民参加手続の特例)

第7条 市は、他の法令等の規定により立案等の過程において市民参加手続と同等の効果を有すると認められる手続を行ったときは、当該効果の範囲内において、市民参加手続の全部又は一部を行ったものとみなす。

(市民参加手続に準じた措置)

第8条 この節の規定は、この条例の規定による市民参加手続の対象とならない政策の立案等について、市民参加手続に準じた措置を講じることを妨げるものではない。

第2節 政策形成手続

(会議等の公開)

第9条 審議会等その他の政策形成手続において開催された会議等(以下「会議等」という。)は、公開する。ただし、当該会議等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により公開しないこ

市民参加条例

苫小牧市市民参加条例

平成 20 年 9 月 30 日
条例第 30 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
 - 第 2 章 市民参加手続
 - 第 1 節 通則（第 4 条—第 8 条）
 - 第 2 節 政策形成手続（第 9 条—第 11 条）
 - 第 3 節 市民意見提出手続（第 12 条—第 16 条）
 - 第 3 章 市民政策提案制度（第 17 条）
 - 第 4 章 雑則（第 18 条—第 20 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民参加の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の政策の立案、実施及び評価（以下「立案等」という。）の過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市政運営への市民の参加を推進し、もって市民自治によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。
- (3) 市民参加手続 市の政策の立案等の過程において、当該政策に対する市民の意見（情報を含む。以下同じ。）を求める手続をいう。

（市民参加の推進）

第 3 条 市は、市民参加の推進に当たっては、この条例の目的、内容等について広

く周知を図るとともに、市民が市民参加手続に参加しやすい環境の整備その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 市は、市民参加手続を行うとき又は第 17 条第 2 項の規定により市民に対して政策の提案を求めるときは、これらの手続の実施予定、対象となる政策に関する情報等をあらかじめ市民に提供するよう努めなければならない。

第 2 章 市民参加手続

第 1 節 通則

（市民参加手続の実施）

第 4 条 市は、次条に規定する政策の立案等をしようとするときは、市民参加手続として政策形成手続及び市民意見提出手続を行うものとする。

- 2 政策形成手続とは、市民意見提出手続に先立ち、立案等をしようとする政策の性質に応じて、次の各号に掲げる方法のいずれか（市民生活への影響その他の事情を勘案して特に重要と認められる政策の立案等については、複数）を行うことにより、当該政策に対する市民の意見を求める市民参加手続をいう。

- (1) 審議会等（審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体をいう。以下同じ。）を開催する方法
- (2) 市民会議（当該政策についての調査及び検討を行うため、市民が自主的に運営する会議をいう。以下同じ。）を設置し、その調査及び検討の結果について報告を受ける方法
- (3) 公聴会を開催する方法
- (4) 意見交換会、説明会その他市民意見提出手続に先立ち市民の意見を求める方法として適切であると認められる方法

- 3 市民意見提出手続とは、当該政策及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、提出方法及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期



編集・発行 苫小牧市市民自治推進課
〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話 0144-32-6156

FAX 0144-34-7110

e-mail siminjiti@city.tomakomai.hokkaido.jp